

M I U 通 信

すでに暑くなりそうな気配ですね。新緑の季節を楽しめる時期が短くなっているように感じます。気持ちの良い季節が少しでも長く続いてほしいと願う毎日です。

電子的診療情報連携体制整備加算

区分	加算1	加算2	加算3
施設基準	(1) ~ (11) の全て	(1) ~ (8) の全て かつ (9) ~ (11) のいずれか	(1) ~ (8) の全て
初診料 (月1回)	15点	9点	4点
再診料 (月1回)	2点		

- ・当該届出を行なった保険医療機関は、明細書体制発行等加算は算定できません。
- ・本加算を算定するには、医療DX推進に係る体制として厚生労働大臣が定める施設基準に適合したうえで、地方厚生局長等への届出が必要になります。

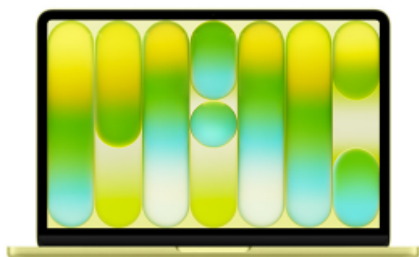
施設基準

- (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- (2) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無償で交付していること。
- (3) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- (4) 電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率（同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。）が、30%以上であること。
- (5) (4) について、電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。
- (6) マイナポータル上の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
- (7) 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
 - ア. 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること。
 - イ. マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。
 - ウ. 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。



- (8) (7) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- (9) 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。
- (10) 以下のアからウの全て又はエを満たす電子カルテを有していること。
- ア. 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下単に「安全管理ガイドライン」という。）に準拠した体制であること。
 - イ. 電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。
 - ウ. 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。
 - エ. 厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。
- (11) アを満たす又はイ及びウを満たすこと。
- ア. 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。
 - イ. 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークであって、以下の（イ）から（ハ）の全てを満たすものを活用する体制を有していること。
 - （イ）当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が2以上であること。
 - （ロ）登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録患者数が年間100人以上であること。
 - （ハ）当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。
 - ウ. 以下の（イ）及び（ロ）を満たすこと。
 - （イ）診療情報提供料（1）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。
 - （ロ）当該ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

MacBookNeoの使用感について



MacBookNeoが発売されて1か月以上経ち、導入するクリニックも徐々に増えてきましたが特に問題なく稼働している様です。コストを抑えるためにUSB-Cの速度が遅い・外部モニタが1台しか接続できない・キーボードのバックライトがない・ストレージの読み書きスピードが遅い・トラックパッドが旧式・TouchIDがストレージ512GBモデルしかない等の制約があるものの、実際に使用してみてストレスなく使用できました。

メモリが8GBしか選択肢がないので、多くのアプリを同時に開いて操作する場合はパフォーマンスが低下する恐れがありますが、電子

カルテメインで利用するには十分な性能だと思われます。

これまでにない新しいカラーも魅力の一つですがノートパソコンの増設を検討している場合MacBookNeoも候補の一つとして挙げてみてはどうでしょうか？

電子的診療情報連携体制整備加算の全体像 1/2

医療DXの基盤整備と診療情報の連携・活用の実体を評価する加算です。

① 加算区分と要件 加算3から加算1の順に、求められる要件のレベルが高くなります。

加算3	加算2	加算1
(1)～(8)を満たす	(1)～(8) + (9)～(11)の いずれかを満たす	(1)～(11) すべて を満たす

要件レベル: 低
→
 高

② 基本要件 ((1)～(8)) | すべての加算の土台となる要件 (DX基盤)

<p>(1) 電子請求の実施</p>  <p>電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること</p>	<p>(2) 明細書の無償交付</p>  <p>算定した診療報酬の区分・項目の名称・点数等を記載した明細書を患者に無償で交付していること</p>	<p>(3) オンライン資格確認の導入</p>  <p>オンライン資格確認を行う体制を有していること</p>	<p>(4) マイナ保険証利用率</p>  <p>3か月前のレセプト件数ベースでマイナ保険証利用率が30%以上(前月・前々月を用いることも可)</p>
<p>(5) マイナポータル情報を基に相談対応</p>  <p>マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること</p>	<p>(6) 掲示 (見やすい場所に掲示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療情報を活用して診療を実施 医療DX推進の取り組み 明細書を無償交付 <p>上記について、院内の見やすい場所に掲示していること</p>	<p>(7) 院内掲示</p>  <p>(6)の掲示事項について、院内の見やすい場所に掲示していること</p>	<p>(8) Web掲載 (原則)</p>  <p>(7)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること</p> <p>※自院のホームページ等を有しない場合は、この限りではない</p>

まとめ 上記(1)～(8)を満たすことが、いずれの加算を算定するための前提となります。

① 加算を分ける上位要件 ((9)～(11)) 2/2

(9) 電子処方箋対応



電子処方箋を発行する体制
または
調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること

(例)

- ・院外処方：電子処方箋または引換番号付き紙の処方箋を発行し、処方情報を登録
- ・院内処方：院内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録

(10) 電子カルテ要件 ア～ウのすべて又はエを満たすこと



- | | |
|---|-----------------------------------|
| ア | 安全管理ガイドラインに準拠した体制であること |
| イ | 電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること |
| ウ | 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること |
| エ | 厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること |

(11) 診療情報連携の実体要件 アを満たす 又は イ及びウを満たすこと

ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスを活用



電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること

又は

イ 地域の複数の医療機関のネットワークを活用 (ネットワーク要件) すべてを満たすこと



- ・参加医療機関が10以上 (うち病院2以上)
- ・登録患者数1,000人以上 又は 新規登録患者数が年間100人以上
- ・運営主体が連携医療機関名・登録患者数をウェブサイトで公表

ウ 実績のあるネットワーク等での共有 (実績要件) すべてを満たすこと



- ・診療情報提供料(1)の検査・画像情報提供加算 又は 電子的診療情報評価・測の施設基準を届出
- ・参加し、実際に情報共有の実績がある保険医療機関名を院内の見やすい場所に掲示

② 【4/1疑義解釈】重要ポイント

加算1の施設基準(10)
(電子カルテ要件)

ウ：電子カルテ情報共有サービスとの接続

特定の要件を満たす
地域連携ネットワークの活用
(基準11のイ+ウ)

加算1の施設基準(10)を
クリアとみなす

基準11の「イ (ネットワーク要件)」及び「ウ (実績要件)」を満たせば、(10)の「電子カルテ情報共有サービスとの接続」を満たすものとみなされます。